

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

- ・一般競争入札の参加者の資格等
- ・生活保護法に基づく指定介護機関の指定
- ・生活保護法に基づく指定介護機関の廃止
- 長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正
- ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（2件）
- 長崎県土木部関係補助金等交付要綱の一部改正

### 所管課（室）名

- |       |       |
|-------|-------|
| 管 財 課 | 管 財 課 |
| 福祉保健課 | //    |
| //    | //    |
| 漁業振興課 | 漁業振興課 |
| 監理課   | 監理課   |

### ◎ 公 告

- ・一般競争入札の実施
- ・換地計画の決定

- |       |       |
|-------|-------|
| 管 財 課 | 管 財 課 |
| 農村整備課 | 農村整備課 |

### ◎ 交通局公告

- ・落札者等（2件）

- |     |     |
|-----|-----|
| 総務課 | 総務課 |
|-----|-----|

### ◎ 監査委員公表

- ・令和7年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置の公表
- ・令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置の公表

- |       |       |
|-------|-------|
| 監査事務局 | 監査事務局 |
| //    | //    |

## 告 示

### 長崎県告示第604号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年12月19日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

長崎県長崎地区1で使用する電力、長崎県長崎地区2で使用する電力、長崎県県北地区で使用する電力、長崎県県央・島原地区1で使用する電力、長崎県県央・島原地区2で使用する電力、長崎県庁舎で使用する電力、長崎県五島地区で使用する電力及び県央振興局総合庁舎他1施設で使用する電力

#### 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (3) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 競争入札に付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 県税又は消費税を滞納している者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

### 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

#### (1) 申請の時期

この告示の日から、令和8年1月23日までの間（県の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。

#### (2) 資格審査申請書の入手方法

資格審査申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県総務部管財課ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

#### (3) 資格審査申請書の提出方法

申請者は、資格審査申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証明する証明書

エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 印鑑届（様式第2号）

カ 口座振替申込書（様式第3号）

キ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けていることを証する書類

ク その他知事が必要と認める書類

#### (4) 資格審査申請書等の作成に用いる言語

ア 資格審査申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 資格審査申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

#### (5) 資格審査申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部管財課

（電話）095-894-3000

（長崎県総務部管財課ホームページアドレス）<https://www.pref.nagasaki.lg.jp/section/kanzai/>

### 4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

### 5 指名停止に関する報告

入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める

条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。）以内に指名停止に関する報告書（様式第7号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のオ、カ及びク、4並びに5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に定める様式とする。

## 7 資格の整合

この告示による入札参加の資格があるものと決定された者については、長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に基づく入札参加の資格を有するものと決定したものとみなす。

## 8 資格の有効期間及び更新手続

### (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。

### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「長崎県が発注する電力調達の契約に係る競争入札参加資格の更新（平成26年長崎県告示第55号による）」の申請をすること。

## 9 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

### (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

## 長崎県告示第605号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和7年12月19日

長崎県知事 大石 賢吾

（指 定）

事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
おおむら中央薬局 長崎県大村市池田2 丁目299-1	永友 亜希子 長崎県長崎市大井手 町52番地 ビバシティ大井手町 1201	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和7年7月1日

## 長崎県告示第606号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和7年12月19日

長崎県知事 大石 賢吾

（廃 止）

事業所の名称及び所在地	届出者の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
そうごう薬局 真崎 長崎県諫早市真崎	総合メディカル株式 会社 長崎県福岡市中央	介護予防居宅療養管	

店	町1610-14	代表取締役 多田 莊一郎	区大名2丁目9番 23号	理指導 居宅療養管理指導	令和7年6月30日
八木原薬局	長崎県西海市西彼 町八木原郷1526番 地3	株式会社 大島ファ ーマシー 代表取締役 長尾 尚俊	長崎県西海市西彼 町八木原郷1526番 地3	介護予防居宅療養管 理指導 居宅療養管理指導	令和7年9月30日

## 長崎県告示第607号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和7年12月19日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前						
別表（第2条関係） 医療政策課関係					別表（第2条関係） 医療政策課関係						
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補助 対象者		補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補助 対象者
1～51 略					1～51 略						
52	長崎県 医療施 設浸水 対策事 業費補 助金	医療施設 における 浸水対策 の充実・ 強化を図 ることに より、洪 水等の発 生におい ても必要 な医療が 受けられ る体制 を確保す る。	浸水想定区域又 は津波災害警戒 区域に所在し、 地域の医療提 供体制の確保の 観点から当該区 域から移転する ことができない 医療機関の浸水 対策に必要な經 費。ただし、補 助対象経費の基 準は、知事が別 に定める。	予算の範 囲内で知 事が別に定 める基 準によ る。	医療機 関等の 開設者						
53	長崎県 災害時 災害時 歯科保 健医療 提供体 制整備 事業費 補助金	災害時における に、歯科 医療又は 口腔管理等の歯科 等を行う ために必 要な器 具・器材 を整備す ることに より、災 害時にお ける歯科 保健医療 の提供体 制を確保 する。	予算の範 囲内で知 事が別に定 める基 準によ る。	一般社 団法人 長崎県 歯科医 師会							

福祉保健課、長寿社会課関係 略 地域保健推進課、医療政策課関係					福祉保健課、長寿社会課関係 略
補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補助 対象者	医療機 関等の 開設者
1 長崎県 施設整 備促進 支援事 業費補 助金	現下の物 価高騰を 含む経済 状況の変 化によ り、施設 整備が困 難となっ ている医 療機関等 に対して 支援を実 施するこ とによ り、地域 医療構想 の推進及 び救急医 療体制の 確保を図 る。	物価高騰等の影 響により、地 域医療構想の推 進及び救急医療 体制の確保のた めの施設整備が 困難となってい る医療機関等に おける新築、増 改築及び改修に 要する経費。た だし、補助対象 経費の基準は、 知事が別に定め る。	予算の範 囲内で知 事が別に 定める基 準によ る。		
医療政策課、医療人材対策室、障害福祉課関係 略					医療政策課、医療人材対策室、障害福祉課関係 略

**長崎県告示第608号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年12月19日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

外海町加入区

**長崎県告示第609号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年12月19日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

長崎市網場加入区

**長崎県告示第610号**

長崎県土木部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第304号）の一部を次のように改正し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和7年12月19日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前

別表（第2条関係）

## 都市政策課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略				
4 長崎県 交通拠点 点関連 事業補助金	市街地の 交通拠点 等の整備 促進を図 る。	都市再開発法 (昭和44年法律 第38号)に基づ く市街地再開発 事業等の実施に 必要な経費のう ち、県が認める 経費。ただし、 別に定める基準 を満たすものに 限る。	6分の1 以内	市町

## 都市政策課及び住宅課共通

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 長崎県 市街地 再開発 事業等 補助金	市街地の 計画的な 再開発等 の促進を 図る。	都市再開発法に に基づく市街地再 開発事業等の実 施に必要な経費 のうち、県が認 める経費。ただし、 別に定める 基準を満たすも のに限る。  (1)～(7) 略	略	

別表（第2条関係）

## 都市政策課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略				

## 都市政策課及び住宅課共通

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 長崎県 市街地 再開発 事業等 補助金	市街地の 計画的な 再開発等 の促進を 図る。	都市再開発法 (昭和44年法律 第38号)に基づ く市街地再開発 事業等の実施に 必要な経費のう ち、県が認める 経費。ただし、 別に定める基 準を満たすもの に限る。  (1)～(7) 略	略	

## 公 告

## 一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年12月19日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 購入件名及び数量

- ① 長崎県長崎地区1で使用する電力 予定契約電力 1,108kW、予定使用電力量 1,650,800kWh
- ② 長崎県長崎地区2で使用する電力 予定契約電力 736kW、予定使用電力量 1,894,700kWh
- ③ 長崎県県北地区で使用する電力 予定契約電力 914kW、予定使用電力量 1,630,500kWh
- ④ 長崎県県央・島原地区1で使用する電力 予定契約電力 701kW、予定使用電力量 925,400kWh
- ⑤ 長崎県県央・島原地区2で使用する電力 予定契約電力 676kW、予定使用電力量 1,903,700kWh
- ⑥ 長崎県庁舎で使用する電力 予定契約電力 2,100kW、予定使用電力量 8,281,000kWh
- ⑦ 長崎県五島地区で使用する電力 予定契約電力 318kW、予定使用電力量 467,100kWh
- ⑧ 県央振興局総合庁舎他1施設で使用する電力 予定契約電力 306kW、予定使用電力量 897,100kWh

## (2) 仕様等

仕様書のとおり

## (3) 使用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## (4) 需要場所

仕様書のとおり

## (5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、入札説明書にて提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総額（電気料金総額）を入札金額とすること。併せて、この算出の内訳となる電気料金総額内訳書を別途で添付すること。

※入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とすることで、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書は直接又は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められること。

オ 入札執行回数は1回を限度とする。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に定める入札参加資格を得ていること。

(4) 11の開札日までの間において、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和7年10月24日改定）に基づく資格を得ていること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けている者であること。

(6) この公告の日から11の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(7) この公告の日から11の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

(1) 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県総務部管財課

(電話) 095-894-3000

(提出期限) 令和8年1月23日17時00分

(2) 前記2の(4)に掲げる資格を得ていない者で入札を希望するものは、「長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

報告書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県県民生活環境部地域環境課

(電話) 095-895-2512

(提出期限) 令和8年1月23日17時00分

4 入札参加条件

当該使用期間における需要場所の電力需要に対して電力を供給できる者であること。

5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県総務部管財課

(電話) 095-894-3000

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和8年1月23日までの間（県の休日を除く。）

(場所) 5の部局等とする。

長崎県総務部管財課ホームページ上にも掲載する。

8 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県総務部管財課

(電話) 095-894-3000

(提出期限) 令和8年1月23日17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限等

(1) 提出場所 長崎県総務部管財課

(2) 受領期限 令和8年2月5日17時00分

(3) 提出方法 直接又は郵便（一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る郵便により受領期限までに必着のこと。）で提出すること。

悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

11 開札の日時及び場所

① 令和8年2月6日 13時30分 長崎県庁行政棟1階入札室

② 令和8年2月6日 13時50分 長崎県庁行政棟1階入札室

③ 令和8年2月6日 14時10分 長崎県庁行政棟1階入札室

④ 令和8年2月6日 14時30分 長崎県庁行政棟1階入札室

⑤ 令和8年2月6日 14時50分 長崎県庁行政棟1階入札室

⑥ 令和8年2月6日 15時10分 長崎県庁行政棟1階入札室

⑦ 令和8年2月6日 15時30分 長崎県庁行政棟1階入札室

⑧ 令和8年2月6日 15時50分 長崎県庁行政棟1階入札室

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上

締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

13 代理人が開札に立ち会う場合の委任状の提出

代理人が開札に立ち会う場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は開札に立ち会うことができない。

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合を含む。）。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき（電気料金総額と電気料金総額内訳書に記載した単価・金額が整合しない場合を含む。）。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

(15) 代理人が入札したとき。

(16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

(17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。

(18) 内封筒に購入件名の記載がないとき。

(19) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。

(20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

15 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
- (4) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

## 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities (Nagasaki 1 area)  
Contract: 1,108kW, Estimated volume of electricity: 1,650,800kWh.
- ② Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities (Nagasaki 2 area)  
Contract: 736kW, Estimated volume of electricity: 1,894,700kWh.
- ③ Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities. (Kenhoku area).  
Contract: 914kW, Estimated volume of electricity: 1,630,500kWh.
- ④ Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities. (Kenou · Shimabara 1 area).  
Contract: 701kW, Estimated volume of electricity: 925,400kWh.
- ⑤ Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities. (Kenou · Shimabara 2 area).  
Contract: 676kW, Estimated volume of electricity: 1,903,700kWh.
- ⑥ Electricity to use in Nagasaki Prefectural Office Buildings  
Contract: 2,100kW, Estimated volume of electricity: 8,281,000kWh.
- ⑦ Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities. (Gotou area).  
Contract: 318kW, Estimated volume of electricity: 467,100kWh.
- ⑧ Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities. (Ken'ou Development Bureau Office Building and one additional facility).  
Contract: 306kW, Estimated volume of electricity: 897,100kWh.

- (2) Period of supply: From 1 April 2026 through 31 March 2027

- (3) Place of supply:

- ① Nagasaki Prefectural facilities in Nagasaki 1 area
- ② Nagasaki Prefectural facilities in Nagasaki 2 area
- ③ Nagasaki Prefectural facilities in Kenhoku area
- ④ Nagasaki Prefectural facilities in Kenou · Shimabara 1 area
- ⑤ Nagasaki Prefectural facilities in Kenou · Shimabara 2 area
- ⑥ 3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, Nagasaki Prefectural Office Buildings.
- ⑦ Nagasaki Prefectural facilities in Gotou area
- ⑧ Ken'ou Development Bureau Office Building and one additional facility

- (4) Time-limit for tenders: 5:00 p.m. 5 February 2026

- (5) Date and time for the opening of tenders:

- ① Nagasaki 1 area: 1:30 p.m. 6 February 2026
- ② Nagasaki 2 area: 1:50 p.m. 6 February 2026
- ③ Kenhoku area: 2:10 p.m. 6 February 2026
- ④ Kenou · Shimabara 1 area: 2:30 p.m. 6 February 2026
- ⑤ Kenou · Shimabara 2 area: 2:50 p.m. 6 February 2026
- ⑥ Nagasaki Prefectural Office Buildings: 3:10 p.m. 6 February 2026
- ⑦ Gotou area: 3:30 p.m. 6 February 2026
- ⑧ Ken'ou Development Bureau Office Building and one additional facility: 3:50 p.m. 6 February 2026

- (6) Contact point for the notice:

Public Property Management Division

General Affairs Department

Nagasaki Prefectural Government

3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, 850-8570, JAPAN Tel. 095-894-3000.

**換地計画の決定（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）岡南部地区（2工区）につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年12月19日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）岡南部地区（2工区）  
換地計画書

## 2 縦覧期間

令和7年12月19日から令和8年1月8日まで

## 3 縦覧場所

平 日：雲仙市役所農林水産部農漁村整備課  
土日祝日：雲仙市役所当直室

**交通局公告****落札者等（長崎地区）（公告）**

落札者等について、次のとおり公告する。

令和7年12月19日

長崎県交通局長 太田 彰幸

## 1 購入品目及び予定数量

軽油 696キロリットル

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（電話）095-822-5141

## 3 調達方法 購入等

## 4 契約方式 一般競争入札

## 5 落札決定日 令和7年11月26日

## 6 落札者の氏名及び住所

（氏名）株式会社新出光 九州支店 西九州エリア エリア長 小森 康行

（住所）長崎県長崎市御船蔵町2番3号

## 7 落札価格 114,270円（1キロリットル当たり単価（消費税含む））

## 8 入札公告日 令和7年10月14日

## 9 落札方式 最低価格

**落札者等（県央地区）（公告）**

落札者等について、次のとおり公告する。

令和7年12月19日

長崎県交通局長 太田 彰幸

## 1 購入品目及び予定数量

軽油 402キロリットル

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)  
(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1  
(電話) 095-822-5141
- 3 調達方法 購入等
- 4 契約方式 一般競争入札
- 5 落札決定日 令和7年11月26日
- 6 落札者の氏名及び住所  
(氏名) 株式会社新出光 九州支店 西九州エリア エリア長 小森 康行  
(住所) 長崎県長崎市御船蔵町2番3号
- 7 落札価格 114,820円(1キロリットル当たり単価(消費税含む))
- 8 入札公告日 令和7年10月14日
- 9 落札方式 最低価格

---

## 監査委員公表

---

### 監査委員公表第6号

令和7年10月1日付R07-21000-00479の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年12月19日

長崎県監査委員	下田 芳之
同	砺山 祐実
同	松本 洋介
同	坂本 浩

7交管第138号  
令和7年11月27日

長崎県監査委員 下田 芳之 様  
長崎県監査委員 研山 祐実 様  
長崎県監査委員 松本 洋介 様  
長崎県監査委員 坂本 浩 様

長崎県知事 大石 賢吾  
(公印省略)

令和7年度長崎県公営企業会計定期監査結果に  
係る措置について(通知)

令和7年10月1日付けR07-21000-00479の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

## 令和7年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県交通事業会計 所管部局：交通局

## 【1 意見】

監査の結果	講じた措置
<p>ア 経営状況について</p> <p>令和6年度の経営成績は、総収益52億7,408万円、総費用51億491万円、純損益1億6,917万円で、前年度に比べ増収減益となり、令和4年度以降、単年度収支は黒字を維持している。なお、前年度からの繰越欠損金は3億1,295万円、当年度末現在の未処理欠損金は1億4,378万円となってしまっており、前年度に比べ1億6,917万円改善している。</p> <p>改善の要因として、長崎県交通局経営計画に沿った、長崎自動車株式会社（長崎バス）との共同経営方式による路線バスの再編、子会社である長崎県央バス株式会社の交通局への統合、営業所再編による効率化の実施や、貸切バスの運賃改定等による増収などが挙げられる。</p> <p>バス利用客数が回復傾向にあり、営業収益が増加した一方で、処遇改善に伴う人件費の増加や、車両及び軽油価格における物価高騰の影響が顕著であるなか、バス運転士の確保や車両の更新が課題となっていることから、そのための財源となる運賃収入の増を図ることを含めて、引き続き後期5か年行動計画に沿って着実に経営改善に努めていく必要がある。</p>	<p>令和7年度においては、経営計画後期5か年行動計画に基づき、コロナ禍で投資を抑制していた車両更新を進めるなど、着実に取組を進めている。</p> <p>また、乗合バスの運賃改定を令和7年9月に実施し、今後見込まれる各種費用の財源確保に努めている。</p> <p>引き続き、経営基盤の安定・強化に努めるとともに、地域生活交通の確保と本県観光振興への貢献を図っていく。</p>

**監査委員公表第7号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、長崎県知事から令和6年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年12月19日

長崎県監査委員 下田 芳之  
同 研山 祐実  
同 松本 洋介  
同 坂本 浩

R07-01090-03335  
令和7年9月4日

長崎県監査委員 下田 芳之 様  
長崎県監査委員 研山 祐実 様  
長崎県監査委員 松本 洋介 様  
長崎県監査委員 坂本 浩 様

長崎県知事 大石 賢吾

令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置について（通知）

のことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

## 令和6年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

## III 包括外部監査の結果報告・各論

## 第1 公益財団法人 長崎県食鳥肉衛生協会

報告書 頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は 今後の方向性
p.32	公益財 団法人 食鳥肉 衛生協 会	<p>食鳥検査の検査手数料について</p> <p>【検査手数料の値上げのための継続的な取組み・検討】</p> <p>本法人は、経常費用の約9割を占める人件費を長期に据え置く等の経費削減に努め、平成30年度からは長崎県の補助金等を全く受け入れることなく、受託事業を達成しているところ、このような事業努力は大いに評価すべきである。</p> <p>もっとも、事業運営にあたり、検査の手数料収入については、更なる検討が必要といえる。</p> <p>すなわち、本法人のヒアリング調査によれば、食鳥処理場における食鳥検査は獣医師資格を有する職員のみが行うことができるところから、常勤・非常勤問わず検査員職員の安定した人材確保には苦慮しているとのことである。</p> <p>全国的に物価の上昇や人件費の高騰が続く昨今においては、獣医師資格を有した職員を安定して雇用することが容易ではないことは優に想像できるところである。また、食鳥検査という事業内容が国民の生命身体の安全に直接影響するという観点からは、民間での代替は困難であり、前述した第2次見直し方針においても本法人は当面県の関与が必要な団体と位置づけられている。本法人の収入源である食鳥検査費用の単価が、本法人ではなく各自治体によって決定されていることも併せ考慮すれば、現在本法人が県の補助金等を受けることなく事業運営を行っているとしても、様々な観点から、今後も県の関与が必要であると考えられる。</p> <p>様々な努力により財政的な自立を果たし事業運営を行っている本法人が、物価の上昇や人件費の高騰が続く状況の中で、より強固な財政基盤を構築し今後も健全な法人運営を行うためには、法人の財源となる食鳥検査の検査手数料の引き上げが必要不可欠である。</p> <p>この点、第2次見直し方針においても、本法人については団体・県とともに「手数料値上げのための取組み」が達成すべき目標として挙げられているものの、現在のところ実現には至っていない。</p> <p>本法人としては、県とともに、九州他県の検査費用の調査等を行うなどして、今後も引き続き、手数料値上げのための取組み、検討を続けていただきたい。</p> <p>本法人としては、県とともに、九州他県の検査費用の調査等を行うなどして、今後も引き続き、手数料値上げのための取組み、検討を続けていただきたい。(意見)</p>	<p>調査の結果、現状では、九州管内の食鳥指定検査機関に検査手数料値上げの動きはないが、今後の物価上昇等の状況や関係機関の動きを見ながら手数料値上げについて県と連携して検討してまいります。</p>	

## 第3 長崎県産業振興財団

報告書 頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は 今後の方向性
p.51	公益財 団法人 長崎県 産業振 興財団	<p>地場企業取引拡大支援事業－ビジネスマッチングフェアの開催について</p> <p>【開催費用に鑑みた参加費の検討が不十分】</p> <p>県内企業の参加費は5,000円とされているが、50企業程度の参加では25万円程度の収入しか見込めず、開催費用のわずかな部分にしか充てることができない。</p> <p>受益者負担の考え方に基づけば、参加することにより受注の機会を得る県内企業が開催に要する費用を負担するのが相当である。負担の割合としては、各企業における受注の機会の確保という私益的なものであり、かつ、参加するかどうかに必需性はなく企業の選択によること等に鑑みれば、開催に要する費用のうちの相当部分は負担してもらうのが妥当である。また、現在の5,000円の負担は、参加企業にとって参加を躊躇するような負担であるとは言いがたく、本事業の効果に鑑みれば、これを増額したとしてもなお参加を希望する企業は多くあり、参加の障壁になるとは考え難い。</p> <p>他方、九州各県で行われる商談会としては、各県単独で開催する商談会のほか九州各県が一部又は全部で合同開催する商談会など多数あるところ、いずれも参加する受注企業から参加費を徴収しているものではなく、参加費を徴収しているのは本法人のビジネスマッチングフェアだけであるとのことであった。九州各県合同での商談会である「製造技術マッチングフェア」や「九州自動車部品等現調化促進商談会」には本県からも多数の企業が参加しているため、県内企業の中にも商談会の参加費は無料であるとの認識が一定存在している。そのような状況下において、本法人のビジネスマッチングフェアはあえて有料で実施していること、面談組合せの関係上、県内企業の参加数は県外企業の少なくとも2倍程度を確保しなければならないこと等からすれば、県内企業に参加しやすい環境を維持するためには、現時点で増額するのは難しいと考えられる。</p> <p>とはいえ、昨今の物価高や人件費の高騰により、今後、開催費用も増大していく可能性も考えられるところであり、上記のとおり受益者負担の考え方に基づき参加者に相応の負担を求めることが自体に不合理な点はないと考えられるため、他県で開催される商談会の参加費の状況も見極めつつ、将来的に必要性・相当性が認められる状況に至った場合には、参加費の増額を検討すべきであると考える。</p> <p><u>ビジネスマッチングフェアの県内企業の参加費については、開催費用の金額や他県の状況を注視しつつ将来的に一定の増額を検討していくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>令和7年度も、九州各県と共同開催する商談会及び各県単独の商談会のいずれも参加費を徴収しておらず、県内企業より参加費を徴収しているのは本県のみの状況に変化がないことから、当財団単独開催のビジネスマッチングフェアにおいても参加費の増額を見合せました。</p> <p>従来より県から補助を受けて実施していることから受注企業側の負担をできるだけ軽減させることを念頭に開催に努めてまいりましたが、今後は物価高や人件費などの高騰により開催費用が増大していくことは十分に考えられます。</p> <p>以上のことから、参加費の増額については、各県と共同開催する商談会及び各県単独の商談会の参加費の考え方など他県の状況を注視するとともに、県補助額の増減を見ながら引き続き検討してまいります。</p>	

p.54	公益財団法人長崎県産業振興財団	<p>長崎県新エネルギー産業等プロジェクト促進事業 【事業費確定後に実施した事業の存在】</p> <p>脱炭素ビジネス支援事業に関して、財源となる国費との関係で例年3月上旬には事業費を確定させる必要があり、令和5年度は令和6年3月7日に事業費の見込額を確定させている。本法人としては、その後極力費用が発生しないように務めているとのことで、その後の同月15日及び同月21日にも同事業に関する意見交換会を開催したものの、費用が発生することはなかったとのことであった。</p> <p>しかし、講師料や会場費などは常に発生させずに済ませることができるとは限らないし、不測の追加の費用が発生してしまう可能性がないとも言い切れないでの、事業費の確定後に事業を実施すること自体をできる限り回避することが望ましいと考える。</p> <p><u>事業費については事業実施後に確定するようにすべきであり、事業費確定後に事業を実施することはできる限り回避できるよう、年間計画の立案とその進捗の管理に務めることが望ましい。(意見)</u></p>	<p>ご意見のとおり、進捗管理を徹底し、経費のかかる事業については全て、補助金の確定前に事業実施を完了し、また確定後に行った一部事務についても、事前に費用負担が無いことを十分に検証したうえで実施してまいります。</p> <p>なお、確定後に急な対応など事前に予測できない業務が発生した場合については、自主財源による負担など柔軟に対応してまいります。</p>	
p.58	公益財団法人長崎県産業振興財団	<p>新企業創出支援事業（サービス産業経営体質強化事業） 【専門家派遣結果報告書に支援を受けた時間数の記載がない】</p> <p>認定企業は、専門家の派遣を受け、支援を受けた後、専門家の派遣を受けたこと及びその結果を本法人に対して書面（専門家派遣結果報告書）で報告する。また、支援を行った専門家も、書面により本法人に業務を実施したことの報告を行う。</p> <p>本法人は、これらの報告に基づき派遣した専門家に対してその費用を支払うこととされている。専門家の費用は、支援を行った時間数に応じて決定されるところ、支援を行った時間数は、専門家から提出される報告書には記載されることになっているのに対し、支援を受けた認定企業から提出される専門家派遣結果報告書には記載の必要がないこととされている。</p> <p>しかしながら、費用の支払を受ける専門家の申告した時間数のみをもって費用を算定すると、過大請求につながる可能性があるため適切であるとは言がたいため、支援を受けた認定企業側からも、支援を受けた時間数の報告を受けるのが妥当である（あるいは、専門家が報告書を提出するに当たり、支援を行った時間数欄に認定企業の署名を求める方法も考えられる）。</p> <p><u>専門家が行った支援の時間数につき、専門家からの報告に加え、支援を受けた認定企業からも報告を受けて確認を行うのが望ましい。(意見)</u></p>	<p>ご意見に従い、専門家派遣に同行した職員及び支援を受けた認定企業が支援時間数を確認し、報告書へ記載することといたします。</p>	

p.59 公益財団法人長崎県産業振興財団	<p>新企業創出支援事業（サービス産業経営体質強化事業） 【ハンズオン支援の実施報告の脱漏】 令和5年度のハンズオン支援は、一般社団法人長崎県中小企業診断士協会に委託して実施された。 委託期間の終了に際し、同協会からは、ハンズオン支援の実施日及び実施内容が網羅的に記載された完了報告書が提出されている。本法人は、同完了報告書の提出を受けて、同協会に対して委託金の支払を実施した。 同協会から提出された完了報告書を確認したところ、ハンズオン支援を行った企業のうち1社に対する2実施日分のページ漏れが存在した。監査人の指摘に基づき本法人において調査したところ、提出を受けた完了報告書を県に提出するため本法人が複製を作成した後、誤って同ページの原本と複製の双方とも県に送付してしまったことが判明した。 企業にとって重要な機密情報が含まれる可能性もあり得るものであるから、書類の取扱いには細心の注意が必要であり、原本送付のために複製を作成した場合には、複製は速やかに一件記録に綴って保管すべきである。</p> <p><u>完了報告書を含め、書類や情報の取扱いについては細心の注意を払い、必要書類については、速やかに一件記録に綴って保管すべきである。（指摘事項）</u></p>	ご指摘に従い、報告書提出の際に提出書類の確認を必ず複数名で行うことにより取り扱いを変更しました。引き続きミスの防止に努めます。	
-------------------------	--	---	--

## 第4 公益財団法人 諫早湾地域振興基金

報告書 頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は 今後の方向性
p.79	公益財 団法人 諫早湾 地域振 興基金	<p>「ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業」 【事業経費の金額を正確に把握できていない】</p> <p>上記助成対象者は、コスモスマつりの経費を証明する領収証の中に私物の領収証が混在していたようであり、手書きで修正したものと提出している。また、事業費一覧は、領収証の金額と一致しておらず、当該事業にかかる経費については、正確な金額が不明である。</p> <p><u>本法人は、助成事業対象者に対し、当該事業費一覧と領収証を対応させる等して、当該事業にかかる経費について、正確な金額を把握できよう</u>な報告書を提出するよう指導すべきである。(指摘事項)</p>	<p>令和6年度事業については、助成事業対象者に対して、事前に事業費一覧と領収書を適切に突合した上で報告書を提出するよう指導を行い、内容を確認しました。</p> <p>今後とも、提出された書類の精査を確実に行い、事業経費の正確な把握に努めます。</p>	

発行者

長崎市尾上町三番一号

電話代表  
(八九二四五)  
二一  
一一  
四一

印刷所  
印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田弘  
クリント  
弥ト